

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けた
 OISTの取組等に関する評価及び今後の展開に係る最終報告
 V. 参考資料

(項番は最終報告に対応)

項目	ページ
・沖縄科学技術大学院大学(OIST)について	7
・OISTキャンパス全景	8
・沖縄科学技術大学院大学構想の経緯(概要)	9
I 検討の経緯	—
1 OIST設置の目的・経緯	11
・OIST関連法規等の仕組み	12
・OIST学園法の主な特別な規定	13

項目	ページ
2 検討会における検討の経緯	15
・沖縄科学技術大学院大学構想 法律及び計画における位置づけ	16
・大学院大学構想時の議論	18
・学園法に定められた目的・財政支援に係る規定	21
・OISTの取組等に関する評価の視点	22
・OISTの取組等に関するヒアリングの目的・視点等について	27
II OISTの現状に関する評価	—
1 評価の基本方針	—
・OISTの取組等に関する評価の視点(既出)	22

(項番は最終報告書に対応)

項目	ページ
2 組織運営に関する評価	31
・沖縄科学技術大学院大学学園の運営体制	32
・沖縄科学技術大学院大学の運営体制	33

項目	ページ
3 教育研究に関する評価	34
・教員・研究員数(予算定員)の推移	35
・学生・教職員数	36
・教員と事務・技術職員の割合	37
・施設の概要	38
・学生の入試状況	39
・博士課程修了生の進路	40
・令和元年度研修等参加者の出身大学一覧	42
・教員の区分	43
・沖縄科学技術大学院大学の学際性	44
・「ネイチャー・インデックス」における評価	45
・論文の質について	46
・研究ユニットのサイクルと予算配分について	47
・沖縄科学技術大学院大学の国際性	48
・国際共著率について	49
・OISTと他大学との論文統計比較	51

(項番は最終報告書に対応)

項目	ページ
4 沖縄の振興及び自立的発展への貢献に関する評価	52
・知的財産と研究	53
・共同研究	54
・共同研究・受託研究・特許の推移	55
・POC研究プログラム	56
・POCプロジェクト一覧	57
・スタートアップ・アクセラレータープログラム	58
・OIST発ベンチャー企業の事例 ①沖縄プロテイントモグラフィー(株)	59
・OIST発ベンチャー企業の事例 ②BioAlchemy(株)	60
・技術開発イノベーションセンターが獲得した外部資金	61
・技術開発イノベーションセンターにおけるミッション	62
・技術移転のライフサイクル	63
・技術開発イノベーションセンターの組織図	65
・インキュベーター施設の概要	66

項目	ページ
5 広報、情報公開、その他法令遵守等に関する評価	67
・沖縄県民を対象としたOISTの認知度に関する調査	68
・OISTの地域連携例（学生向け啓発活動）	70
・OISTの地域連携例（環境保全）	73
・プレスリリースや記者会見等の開催にかかる取組	74
・監事及びCCOによる監査体制	75
・リスクマネジメント体制及び想定リスク	76
・男女比率	77
・女性参画状況	78

(項番は最終報告書に対応)

項目	ページ
6 財務に関する評価	79
・OIST関係予算の推移	80
・学園運営の予算構造について	81
・沖縄振興予算に占めるOIST予算	82
・令和3年度沖縄振興予算について	83
・予算配分及び執行に関する年間スケジュール	84
・外部資金の推移	85
・外部資金目標と獲得実績	86
・科研費獲得状況	87
・外部資金等獲得状況(他機関との比較)	88

(項番は最終報告書に対応)

項目	ページ
Ⅲ OISTの今後の展開について	89
・OISTの将来のシナリオ	90
・OISTモデルに影響を与えたもの	91
・外部評価委員会報告	93

項目	ページ
1 世界最高水準の研究教育に相応しい研究大学としての規模	94
・Web of Scienceに掲載された論文数とトップ1%論文の割合	95
・主な研究大学・機関の論文指標	96
・研究分野ごとの教員数の推移	98
・各大学における一定の質・量がある研究分野の数	99
2 科学技術振興による沖縄及び我が国経済社会の発展への寄与	100
・沖縄におけるイノベーションハブ創出の促進	101
・沖縄に繁栄をもたらす柱としてのイノベーション	104
・大学とイノベーションの関わり	107

(項番は最終報告書に対応)

項目	ページ
3 世界最高水準の研究教育に相応しい研究大学としての財源の構造	109
・世界最高水準にある大学の財務構造	110
・香港科技大学、東京工業大学の財源の経年比較	113
・参考となる海外大学の例	114
・「OIST戦略計画2020-2030」における収入・支出の予測	116
4 今後の展開に向けてOISTに求められること	117
5 国の財政支援の在り方	117
・OISTの今後の展開についての論点整理	118

沖縄科学技術大学院大学（OIST）について

1. 目的

沖縄において世界最高水準の教育研究を行うことにより、①沖縄の振興と自立的発展、②世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号））。

2. 特色

大学院大学の設置主体として特別な学校法人「沖縄科学技術大学院大学学園」を設立。
沖縄振興の観点から国が特別な財政支援を行う（学園法）。

- ・学部の壁のない組織（単一の研究科・専攻）
- ・5年一貫制の博士課程のみ
- ・教育研究は英語で行い、学生・教員の半数以上は外国人。



（期待される沖縄振興への効果）

- ・科学技術の国際的な拠点の形成
- ・イノベーション・エコシステムの形成
- ・科学技術に関する人材の育成 等

3. 取組状況

○平成23年11月に学校法人「沖縄科学技術大学院大学学園」を設立。

（学園の理事等）

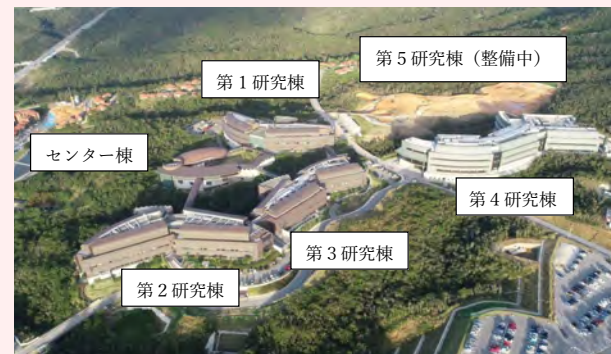
理事長/学長：ピーター・グルース（前マックス・プランク学術振興協会会長）

副理事長：ロバート・バックマン（元米国国立衛生研究所・神経疾患・脳卒中研究所副所長）

非常勤理事（16名）：ノーベル賞受賞者等の科学者、沖縄振興や大学経営に係る有識者等（R3.5時点）



ピーター・グルース学長



キャンパス外観（令和元年12月）

○教員82名（うち外国人63%）を含め、計551名（うち外国人56%）が研究に従事（R3.5時点）。

（物理学、化学、神経科学、海洋科学、環境・生態学、数学・計算科学、分子・細胞・発生生物学、工学・応用科学の8分野を基礎とする先端的・学際的な研究）

○平成24年9月、OIST開学。学生226名（うち外国人84%）（R3.5時点）。74名が卒業（R3.5時点）。

○教員は、採用時及び原則5年ごと、外部の評価委員会により世界的に高いレベルの基準で評価。

○平成22年3月に第1研究棟、平成24年6月に第2研究棟、平成27年6月に第3研究棟、令和2年4月に第4研究棟を供用開始。また、現在、第5研究棟を整備中（平成30年度～）。

OISTキャンパス全景



※OIST提供資料
(2021.1時点)

沖縄科学技術大学院大学構想の経緯(概要)(その1)

平成13年6月	内閣府特命担当大臣(当時)が構想を提唱
平成14年4月	沖縄振興特別措置法の主要施策の一つとして位置付け (7月 沖縄振興計画に具体的に記載)
平成15年12月	関係関係申合せ <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県恩納村に設立する ・ 大学が設置されるまでの間の措置として、整備法人を設立し、研究を実施する ・ 大学の開学については、主任研究者が50人程度に達した時点を目処とする
平成16年2月	先行的研究事業として4件のプロジェクトを選定
平成17年3月	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法成立(全会一致)
9月	<u>独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構設立</u>
12月	関係関係申合せ <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後7年程度以内を目途に沖縄科学技術大学院大学の実現を期する ・ 第1期中期目標期間(~20年度)中を目途に、設置形態等の課題について一定の方向性を得る
平成19年3月	恩納村でキャンパス建設工事着手
平成20年7月	第6回機構運営委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院大学の制度設計等について、「新大学院大学の青写真」を取りまとめ(長期的には300PIsを理想形)
12月	関係関係申合せ <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界の英知の結集を図るとともに、自主性と柔軟性を確保するため、設置主体は学校法人とした上で、所要の特例を設ける ・ 沖縄振興等の観点から、国による財政支援の制度を設け、内閣府において所要の予算措置を講じる ・ 平成24年度までの開学を目指す
平成21年7月	<u>沖縄科学技術大学院大学学園法成立</u> (全会一致)(平成23年11月1日施行)
9月	学園の設立委員を任命
平成22年3月	センター棟および第1研究棟供用開始
平成23年3月	設立委員が文部科学大臣に対し、大学設置等認可を申請
10月	文部科学大臣による認可
11月	<u>学校法人設立</u>
平成24年6月	第2研究棟供用開始
平成24年9月	<u>沖縄科学技術大学院大学開学(第1期生)</u>

沖縄科学技術大学院大学構想の経緯(概要)(その2)

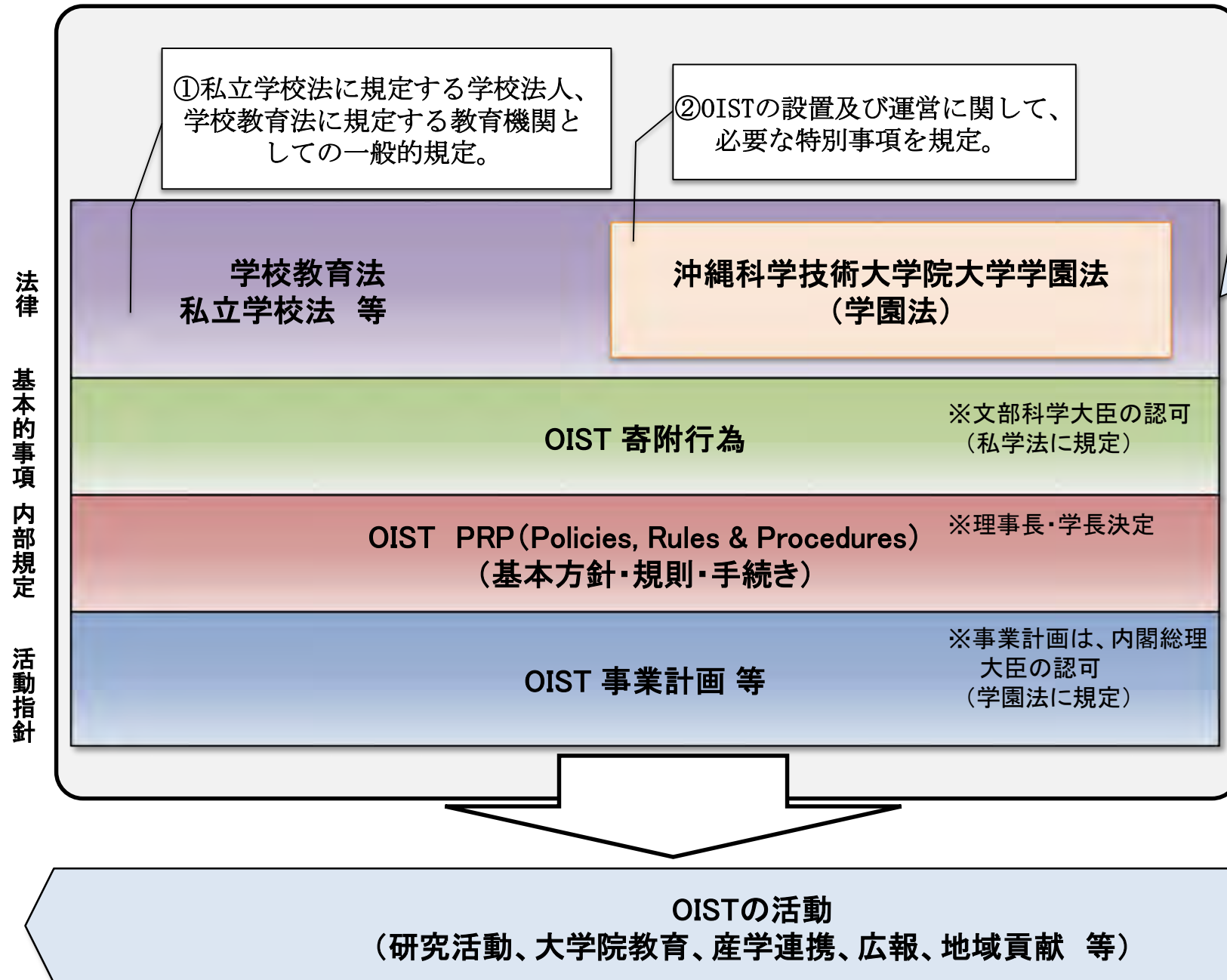
平成 25 年 9 月	第 2 期生入学
平成 26 年 8 月	チャイルドディベロップメントセンター供用開始
平成 26 年 9 月	第 3 期生入学
平成 27 年 6 月	第 3 研究棟供用開始
平成 27 年 9 月	第 4 期生入学
平成 28 年 7 月	OIST マリン・サイエンス・ステーション供用開始
平成 28 年 9 月	第 5 期生入学
平成 29 年 9 月	第 6 期生入学
平成 30 年 2 月	第 1 回沖縄科学技術大学院大学学位記授与式
平成 30 年 9 月	第 7 期生入学
令和 1 年 5 月	第 2 回沖縄科学技術大学院大学学位記授与式
令和 1 年 9 月	第 8 期生入学
令和 2 年 4 月	第 4 研究棟供用開始
令和 2 年 9 月	第 9 期生入学
令和 3 年 5 月	第 3 回沖縄科学技術大学院大学学位記授与式

(項番は最終報告に対応)

項目	ページ
・沖縄科学技術大学院大学(OIST)について	7
・OISTキャンパス全景	8
・沖縄科学技術大学院大学構想の経緯(概要)	9
I 検討の経緯	—
1 OIST設置の目的・経緯	11
・OIST関連法規等の仕組み	12
・OIST学園法の主な特別な規定	13

項目	ページ
2 検討会における検討の経緯	15
・沖縄科学技術大学院大学構想 法律及び計画における位置づけ	16
・大学院大学構想時の議論	18
・学園法に定められた目的・財政支援に係る規定	21
・OISTの取組等に関する評価の視点	22
・OISTの取組等に関するヒアリングの目的・視点等について	27
II OISTの現状に関する評価	—
1 評価の基本方針	—
・OISTの取組等に関する評価の視点(既出)	22

OIST関連法規等の仕組み



【OISTの法体系】

①私立大学として、教育研究及び運営自主性と柔軟性を確保。(学校法人)

かつ

②世界最高水準の大学院大学の実現のために、組織・運営等に対して特別な規定。(特殊法人)

- ・沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与すること。
- ・高水準の財政支援と補助できる業務の範囲。
- ・著名な科学者を中心とする合議体による運営

等

OIST学園法の主な特別の規定(その1)

	OIST学園・OIST	一般的な学校法人・私立大学	(参考)国立大学法人・国立大学
目的	(学園法の目的として)沖縄において大学を設置し、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与。	(学校教育法の一般的な大学の目的として)学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること。 個々の学校法人や大学の目的は、寄附行為等に規定。	(国立大学法人法の目的として)大学教育研究に対する国民の要請に応えとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る。
財政支援	国は、2分の1を超えて補助が可能。	経常的経費について、原則2分の1以内を補助(私立学校振興助成法)。	政府は予算の範囲内で必要な財源措置を行う。
法人の業務	(国からの補助できる範囲について)学園の行う業務を列挙。収益事業を行う場合は、寄附行為に規定。	教育事業のほか、収益事業を行う場合は、寄附行為に規定。	業務は、国立大学法人法に列挙。
目標・計画	学園は、毎会計年度の事業計画を作成し、内閣総理大臣の認可をうける。	特段の規定なし(注)	文部科学大臣が、法人が達成すべき目標(中期目標)を定める。 -各法人は、中期目標に基づき、中期計画を作成し、文部科学大臣の認可を受け、公表する。 -各法人は、毎事業年度に業務運営に関する計画を定め、文部科学大臣に届け出るとともに、公表する。
評価	学校教育法に基づく、自己点検・評価及び認証評価機関による第三者評価。 ※学園法上の特別な規定はない	学校教育法に基づく、自己点検・評価及び認証評価機関による第三者評価。	学校教育法に基づく、自己点検・評価及び認証評価機関による第三者評価。 毎事業年度、4年目終了時、中期目標期間終了時に業務の実績について国立大学法人評価委員会による評価。

OIST学園法の主な特別の規定(その2)

	OIST 学園・OIST	一般的な学校法人・私立大学	(参考)国立大学法人・国立大学
理事会	<p>○外部理事を定数の過半数とすることを義務付け。</p> <p>○理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ学園の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術の発達に関して特に功績顕著な科学者 ・沖縄の振興に関して優れた見識を有する者 ・大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者 <p>○理事長以外の理事を理事会の議長に充てることが可能。</p>	<p>○理事は、学外者を含まなければならない。</p> <p>○理事は、寄附行為の定めるところにより選任。</p> <p>○理事会の議長は理事長をもって充てる。</p>	<p>原則、学長(法人の長)が、法人の経営等について、最終的な意思決定を行う権限と責任を有する。</p> <p>※重要な事項については、学長及び理事で構成される役員会の議を経る。(理事は、学外者を含まなければならない。)</p> <p>※教育研究評議会、経営協議会が審議組織として設置。</p>
評議員会	<p>○評議員に以下の者を含むことを義務付け。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄における経済又は社会の実情に精通している者 ・大学の経営における公正性及び透明性の確保に関して優れた識見を有する者 	寄附行為の定めるところにより評議員を選任。	
監事	学園の監事の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	評議員会の同意を得て、理事長が選任。	監事は、文部科学大臣が任命。
その他	<p>(国等との連携) 大学院大学の運営において、国や沖縄の地方公共団体との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>(法律の見直し) 法施行10年を目処に財政支援のあり方その他法の施行状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(附則第14条)。</p>	—	—

(項番は最終報告に対応)

項目	ページ
・沖縄科学技術大学院大学(OIST)について	7
・OISTキャンパス全景	8
・沖縄科学技術大学院大学構想の経緯(概要)	9
I 検討の経緯	—
1 OIST設置の目的・経緯	11
・OIST関連法規等の仕組み	12
・OIST学園法の主な特別な規定	13

項目	ページ
2 検討会における検討の経緯	15
・沖縄科学技術大学院大学構想 法律及び計画における位置づけ	16
・大学院大学構想時の議論	18
・学園法に定められた目的・財政支援に係る規定	21
・OISTの取組等に関する評価の視点	22
・OISTの取組等に関するヒアリングの目的・視点等について	27
II OISTの現状に関する評価	—
1 評価の基本方針	—
・OISTの取組等に関する評価の視点(既出)	22

○沖縄振興特別措置法(抄)(2002年3月31日法律第14号)

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

第五章 文化の振興等

(科学技術の振興等)

- 第八十五条 国及び地方公共団体は、沖縄における科学技術の振興を図るため、沖縄における研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、沖縄において、国際的に卓越した教育研究を行う大学院を置く大学その他の教育研究機関の整備、充実等必要な措置を講ずることにより、国際的視点に立った科学技術の水準の向上に努めるものとする。

沖縄科学技術大学院大学構想 法律及び計画における位置づけ(その2)

○沖縄振興計画(抄)(2002年7月9日内閣総理大臣決定)

第一章 総説

4 計画の目標

- この計画においては、沖縄の特性を積極的に生かしつつ、自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成するとともに、我が国ひいてはアジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図り、平和で安らぎと活力のある沖縄県を実現することを目標とする。

第二章 振興の基本方向

3 基本方向

(3) 世界的水準の知的クラスターの形成—大学院大学を中心として—

- ……沖縄における科学技術の振興及び我が国の科学技術の進歩の一翼を担い、また、アジア・太平洋地域さらには世界に開かれた中核的研究機関として、我が国の大学のあり方のモデルとなるような「国際性」と「柔軟性」を基本コンセプトとした新たな発想を持った世界最高水準の自然科学系の大学院大学等を核に他大学、公的研究機関及び民間企業・研究所の集積と一体となった知的クラスターの形成に取り組む。

第三章 振興施策の展開

3 科学技術の振興と国際交流・協力の推進

(1) 大学院大学等による科学技術の振興と学術研究・交流拠点の形成

- 沖縄における科学技術の振興及び我が国の科学技術の進歩の一翼を担うため、また、アジア・太平洋地域さらには世界に開かれた中核的研究機関として、我が国の大学のあり方のモデルとなるような新たな発想を持った世界最高水準の自然科学系の大学院大学等を核とした大学、公的研究機関、民間の研究所などの教育研究機関の整備充実に努め、科学技術の集積を図る。……さらに、大学等の研究成果を産業や経済の発展に生かすため、これらの学術研究拠点と県内外の研究機関や関係団体との連携の強化を図るとともに、沖縄が有する資源や特性等を活用した産学官連携による共同研究開発を積極的に支援することにより関連産業の振興を図る。

大学院大学構想時の議論(その1)

○沖縄科学技術大学院大学設立構想の推進について(抄)(2003年12月19日関係閣僚申合せ)

- 2. 大学は、独自の運営方法の下、世界に開かれた最高水準の研究・教育の展開を通じて沖縄における科学技術の発展に寄与するとともに、自立型経済の構築と持続的発展に貢献することを目的とする。
- 5. 大学の開学については、整備法人に所属する国際的に卓越した研究を行う主任研究者が50人程度に達した時点を目処とするものとし、適切な時期に大学の設置申請を行うものとする。

○新大学院大学の青写真(抄)(2008年7月独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構運営委員会)

➤ 1. 大学院大学の目的

- ・世界最高水準の科学技術に関する研究及び教育を実施することにより、沖縄の自立的発展と、世界の科学技術及び経済社会の向上に寄与すること。これらの目的は以下の理念に基づくものである。

世界最高水準(Best in the World)／柔軟性(Flexible)／国際性(International)／世界的連携(Global Networking)／産学連携(Collaboration with Industry)

大学院大学の設立に当たっては、これらの目的を尊重する必要がある。

➤ 5. 国の支援と関与

- ・本大学院大学が、沖縄の振興と世界の科学の発展に寄与する世界最高水準の大学院大学となるためには、長期にわたる政府による高水準の財政支援が不可欠であり、特別の財政支援の仕組みの検討を要請する。
- ・運営委員会は、国の特別の財政支援に伴い、税金の効率的・効果的な使用について説明責任・透明性の確保の仕組みが必要であることを了解する。

➤ 8. 教育研究活動

- ・大学院大学の教育研究活動は、生命科学、物質科学、応用科学を含む学際的で先端的なものとする。

大学院大学構想時の議論(その2)

○新大学院大学の青写真（抄）【続き】

- 9. 教育研究組織
 - ・約50PIs 規模での設置認可・開学が前提とされていることを踏まえ、1 研究科と4 程度の専攻とすることが考えられる。
 - ・長期的には300PIs 程度を理想形とし、その際の研究科や専攻について将来検討される必要がある。
- (別添) 検討すべき事項（抄）
 - ・国際的評価を短期間に確立することは困難であり、長期間の政府の支援が必要であるが、特別の財政措置の仕組みの検討に当たっては、国際的評価の確立状況を考慮する必要がある。
 - ・自立的運営に向け、競争的資金を含めた外部資金の充実のための努力が必要である。
 - ・説明責任・透明性の確保の仕組みについては、以下の観点がある。
 - * 私学補助に係る憲法上の「公の支配」の要請
 - * 補助金の適切な執行（事業計画・成果の審査、報告徴収、是正措置、財務諸表の公開、外部監査、監事の任命等）

○沖縄科学技術大学院大学の開学に向けた取組の推進について（抄）（2008年12月19日関係閣僚申合せ）

- 沖縄科学技術大学院大学（仮称）（以下「大学院大学」という。）は、沖縄において、科学技術に関する国際的な教育研究拠点の形成を図るため、世界最高水準の教育研究を行うことを目的とする大学である。
- 1. 大学院大学は、真に国際的で柔軟な教育研究環境を整え、先端的な学際分野における活動を促すことにより、着実に教育研究の成果の蓄積を図り、世界の科学技術の発展に寄与するとともに、沖縄の自立的発展、ひいては我が国経済社会の発展に資するよう努める必要がある。
- 2. (3) 沖縄における科学技術の水準の向上を通じて、沖縄の振興、さらには我が国経済社会の発展を図る観点から、法人に対する財政支援の制度を設け、内閣府において、所要の予算措置を講じる。また、設立から一定期間については、大学院大学の教育研究の水準の向上を図りつつ自立的な経営への移行を促すための支援を行うこととする。支援の在り方については、適切な時期に、国際的な評価の確立状況等を踏まえて検証し、必要に応じて見直し等を行うこととする。
- 5. 大学院大学が、世界水準の教育研究拠点の形成や産学連携等を通じた科学技術による地域振興の成功例となるよう、関係府省間及び内閣府と沖縄県との連携を進める。また、内閣府においては、長期的な視点に立って、大学院大学に対する支援により期待される効果を分かりやすく示すとともに、その実績について、的確な把握・検証に努める。

大学院大学構想時の議論(その3)

○独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構中期目標

別紙「沖縄科学技術大学院大学の開学時の姿」(抄)(2009年4月)

➤ 1. 大学院大学の目的・使命・基本理念

(1) 目的・使命

大学院大学は、沖縄において、科学技術に関する国際的な教育研究拠点の形成を図るため、世界最高水準の科学技術に関する教育研究を実施することを目的とする大学である。大学院大学は、真に国際的で柔軟な教育研究環境を整え、先端的な学際分野における活動を促すことにより、着実に教育研究の成果の蓄積を図り、世界の科学技術の発展に寄与するとともに、沖縄の自立的発展、ひいては我が国経済社会の発展に資するよう努めるものとする。

(2) 基本理念

大学院大学は、上記の目的を達成するため、世界最高水準、柔軟性、国際性、世界的連携、産学連携の5つを基本理念として運営されるものとする。

➤ 5. 法人の経営

開学時には主任研究者50人程度の規模と想定され、経常的経費の大宗が国の補助金により措置されることが見込まれるが、同時に将来の自立的経営に向け、組織として獲得できる競争的資金を含め、外部資金の充実に戦略的に取り組む。国により財政支援及び資産の拠出を受けることも踏まえ、法人の業務運営について関係法令に基づき積極的な情報提供を行い、高い透明性を確保し、税金の効率的・効果的な使用について、国民に対する説明責任が果たされるよう努める。(略)

➤ 7. 教学に関する事項

(1) 教育研究活動

大学院大学における教育研究活動は、生命科学、物質科学、応用科学を含む学際的で先端的な分野における活動が促進されるものとし、国際的評価の確立に向け、着実に成果の蓄積を図る。(略)

(2) 教育研究組織

(略) 開学時には主任研究者50人程度の規模と想定されることを踏まえ、1研究科の下に4程度のコミッティ(神経科学、数学・計算科学、分子科学、環境科学のコミッティを含むことが想定される。)を置く。その後のコミッティの構成は、将来の教育研究活動の方向性に応じて検討される。

(4) 世界的連携

東アジアの中心に位置する沖縄の地理的な優位性を活かし、アジア・太平洋地域、さらには世界に開かれた中核的な教育研究機関となることを目指す。内外の大学や研究所等との間の交流協定の締結等を通じて、学生や教職員の交流、共同研究、単位互換等を積極的に行う。

学園法に定められた目的・財政支援に係る規定

(目的)

第1条

この法律は、沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄(沖縄県の区域をいう。以下同じ。)を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。

(補助金)

第8条

国は、予算の範囲内において、学園に対し、第3条第1項に規定する業務に要する経費について、その2分の1を超えて補助することができる。

※衆議院において、政府提出の法案を修正

政府提出案では、国の補助は2分の1以内とし、経過措置として、施行10年間は2分の1以内という条件が適用されないこととしていたが、当該経過措置が削除され、国が2分の1を超えて補助できる条文に修正された。同時に、法施行10年を目処に財政支援のあり方その他法の施行状況に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる附則条項(10年後見直し)が追加となった。

※私立学校振興助成法第4条(私立大学及び私立高等専門学校の経常的経費についての補助)

国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。

(検討)

附則第14条

国は、この法律の施行後10年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けた OISTの取組等に関する評価の視点について(平成31年3月OIST検討会作成)(その1)

I. 評価のあり方について

沖縄科学技術大学院大学(OIST)は、平成23年の創設以来、世界最高水準の科学技術に関する教育研究を通じて「①沖縄の振興と自立的発展」、「②世界の科学技術の発展に資する」という目的のために、徐々に規模を拡大するとともに、すでに博士課程の修了生を輩出するなど、開学から8年目を迎え、更なる発展に向け取り組みを進めているところ。一方、沖縄科学技術大学院大学学園法(以下、「学園法」という。)附則14条に「国は、この法律の施行後十年を目途として、学園に対する国の財政支援の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、その検討に向けてはOISTに対する総合的な評価が求められるところ。

そのため、昨年より、内閣府の沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会(以下、「OIST検討会」という。)において、OISTの運営や取組を評価するための論点整理等を進めてきたところ。これまでの議論を踏まえ、今後の評価については、次の通りの方向で行うこととする。

第一に、学園法に規定されている目的を第一におきつつも、OISTが掲げるミッションステートメントの達成状況について、評価することを基本とする。第二に、その際には、これまでの日本にはないOISTの挑戦的な性格や創設から10年を迎えようとするとはいえ未だ成長過程にある点に十分に配慮し、OISTの世界最高水準、国際性、柔軟性等の特色を踏まえつつ、適切な国際的なベンチマーク機関等のデータやエビデンスを活用したできる限り客観的な評価を行うことを基本とする。第三に、個別の教育や研究については、原則としてOIST検討会が直接評価を行うのではなくOISTが行う自己評価等の適切性を第三者の立場から評価することを基本とする。

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けた OISTの取組等に関する評価の視点について(平成31年3月OIST検討会作成)(その2)

II. 評価の視点について

これまでの議論を踏まえ、今後のOIST検討会における評価の視点は次の通りとする。なお、来年度のOIST検討会においては、原則として、この評価の視点ごとに、OISTの現状を確認し、議論を進めていく予定であるが、各論においては、視点に含まれる取組の相互関係、教育研究や沖縄の振興・自立的発展への貢献等、項目横断的な取組の間のシナジー効果にも留意し、議論の進展を踏まえ、必要に応じて、評価の視点にも反映することを検討する。

1. 組織運営

【評価の視点】

経営や運営にあたる人材の確保・教育も含め、世界最高水準の教育研究を行う学校運営に相応しい組織体制を構築し、機能しているかどうか。

2. 教育研究

(1) 教育

① 学生の獲得

【評価の視点】

国際的な科学研究の世界で指導的役割を担える可能性と意欲を持つ、国内外の優秀な学生の獲得を行っているか。

② 学生の養成

【評価の視点】

学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自律性に富んだ人材として養成するために、世界最高水準の教育及び必要な支援を提供しているか。

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けた OISTの取組等に関する評価の視点について(平成31年3月OIST検討会作成)(その3)

(2) 研究

① 研究実施体制

【評価の視点】

国際的な経験と見識を持ち合わせた卓越した教員の任用・奨励等を通じ、世界最高水準の研究大学院としての研究実施体制を構築しているか。

② 研究の水準・成果等

【評価の視点】

世界最高水準の学際的な研究を推進するとともに、研究を通じて新たな知見を追求し、国際的に卓越した科学技術に関する研究成果を創出しているか。

③ 学術連携

【評価の視点】

世界の科学コミュニティとの緊密なネットワークを構築しているか

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けた OISTの取組等に関する評価の視点について(平成31年3月OIST検討会作成)(その4)

3. 沖縄の振興及び自立的発展への貢献

(1) 教育研究

【評価の視点】

沖縄の特性や資源を活かすなど、沖縄の振興及び自立的発展に資する教育研究がなされているか。

(2) 産学連携

【評価の視点】

イノベーションの創出、イノベーション・エコシステムの形成に向けて、研究成果の活用が促進されているか。

(3) 地域交流等

【評価の視点】

沖縄県民との交流等を通じ、沖縄の教育や科学技術の発展に貢献しているか。

4. 広報、情報公開、その他法令遵守等

(1) 広報

【評価の視点】

OISTの認知度の向上に向けて、その活動に関して適時、適切にわかりやすく正確な情報を提供しているか。

(2) 情報公開

【評価の視点】

学園の経営内容に関する情報公開を徹底し、業務運営における透明性を確保できているか。

(3) その他法令遵守等

【評価の視点】

公の法人として求められるその他の義務や責任を果たしているか。

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けた OISTの取組等に関する評価の視点について(平成31年3月OIST検討会作成)(その5)

5. 財務

(1) 予算執行の有効性、効率性、適切性

【評価の視点】

これまでの予算について、有効、効率的かつ適切な執行がなされているか。

(2) 自立的財政基盤の構築

【評価の視点】

自立的な経営に向けて、競争的資金、企業からの研究資金、寄付金その他の自己収入の安定的な確保、財政基盤の強化が果たされているか。

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けた OISTの取組等に関するヒアリングの目的・視点等について(令和2年9月OIST検討会作成)(その1)

沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会は、沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づき、沖縄科学技術大学院大学(OIST)への国の財政支援の在り方等について検討を行うため、平成30年6月よりOISTの取組・実績を確認・評価を開始し、本年9月に「中間取りまとめ」として整理した。今般、以下の目的・視点等により、「中間取りまとめ」で整理したOISTの評価及び課題について、広く意見を聴取する。

I. ヒアリングの目的

- 本ヒアリングは、「中間取りまとめ」で整理したOISTの評価及び課題について、様々な立場から広く意見を聴取し、評価及び課題を客観的・多角的な視点から深めることで、来夏の「最終取りまとめ」の検討の参考とすることを目的とする。

II. ヒアリングの視点

- ヒアリングにあたっては、「沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けたOISTの取組等に関する評価の視点について」(平成31年3月、以下「評価の視点」)に掲げた視点をベースとする。
- その際、より多様な者から意見を聴取する観点から、「中間取りまとめ」のうち、「組織運営」、「教育研究」、「沖縄振興及び自立的発展への貢献」を中心にヒアリングを実施する。
- 各項目に係るヒアリングの視点は以下の通り(「評価の視点」より)。

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けた OISTの取組等に関するヒアリングの目的・視点等について(令和2年9月OIST検討会作成)(その2)

1. 組織運営

経営や運営にあたる人材の確保・教育も含め、世界最高水準の教育研究を行う学校運営に相応しい組織体制を構築し、機能しているかどうか。

2. 教育研究

(1) 教育

① 学生の獲得

国際的な科学研究の世界で指導的役割を担える可能性と意欲を持つ、国内外の優秀な学生の獲得を行っているか。

② 学生の養成

学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自律性に富んだ人材として養成するために、世界最高水準の教育及び必要な支援を提供しているか。

(2) 研究

① 研究実施体制

国際的な経験と見識を持ち合わせた卓越した教員の任用・奨励等を通じ、世界最高水準の研究大学院としての研究実施体制を構築しているか。

② 研究の水準・成果等

世界最高水準の学際的な研究を推進するとともに、研究を通じて新たな知見を追求し、国際的に卓越した科学技術に関する研究成果を創出しているか。

③ 学術連携

世界の科学コミュニティとの緊密なネットワークを構築しているか。

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けた OISTの取組等に関するヒアリングの目的・視点等について(令和2年9月OIST検討会作成)(その3)

3. 沖縄の振興及び自立的発展への貢献

(1) 教育研究

沖縄の特性や資源を活かすなど、沖縄の振興及び自立的発展に資する教育研究がなされているか。

(2) 産学連携

イノベーションの創出、イノベーション・エコシステムの形成に向けて、研究成果の活用が促進されているか。

(3) 地域交流等

沖縄県民との交流等を通じ、沖縄の教育や科学技術の発展に貢献しているか。

- その上で、ヒアリング対象者の立場に応じて、「中間とりまとめ」に記載した「評価」及び「今後の総括的議論に向けた留意点」(※)等についても広く意見を聴取する。

※「今後の総括的議論に向けた留意点」(「中間とりまとめ」より)

来年夏に予定する最終とりまとめに向けて行う総括的議論に際しては、以下の点に留意するものとする。

- これまでのOISTの成果・取組を国際的なベンチマークでどのように検証・評価するか。
- 中長期的な視点から計画的にOISTの規模や在り方等を政府も含めて検討する枠組みが必要ではないか。その際、日本の科学技術政策全体の中でOISTをどう位置付けていくべきか。
- OISTが将来目指すべき規模を考える上でのクリティカル・マスの考え方やその根拠を明確にすべきではないか。また、今後、中長期的な規模拡充を検討するのであれば、国からの予算措置に上限がある中で研究の質を確保しつつ運営できる規模がどこなのか、何を優先して行うべきなのか、現実的な検討が必要ではないか。
- 沖縄に所在するOISTが国際的頭脳循環の拠点になることが沖縄のみならず日本全体にとっても重要であり、その具体的な方策を検討し、実行すべきではないか。

沖縄科学技術大学院大学学園法附則第14条に基づく検討に向けた OISTの取組等に関するヒアリングの目的・視点等について(令和2年9月OIST検討会作成)(その4)

Ⅲ. ヒアリング対象者

- OISTへの評価について、「組織運営」、「教育研究」、「沖縄振興及び自立的発展への貢献」について意見聴取する観点から、対象者は、県内自治体、県内産業界、県内教育研究機関、理工系大学学長、学生等のOIST関係者とする。